

平成 24 年度における契約状況のフォローアップ

平成 25 年 8 月

独立行政法人国立長寿医療研究センター

1. 平成 22 年度と平成 24 年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	平成 22 年度		平成 24 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(63.6%) 138	(73.0%) 19.1	(75.4%) 175	(75.6%) 25.7	(26.8%) 37	(34.5%) 6.6	(77.9%) 169	(81.3%) 21.3
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0.4%) 1	(0%) 0.0	(100%) 1	(4%) 0.0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある 契約（小計）	(63.6%) 138	(73.0%) 19.1	(75.8%) 176	(75.6%) 25.7	(27.5%) 38	(34.5%) 6.6	(77.9%) 169	(81.3%) 21.3
競争性のない 随意契約	(36.4%) 79	(27.0%) 7.0	(24.1%) 56	(24.4%) 8.3	(△29.1%) △23	(18.5%) 1.3	(22.1%) 48	(18.7%) 4.9
合 計	(100%) 217	(100%) 26.1	(100%) 232	(100%) 34.0	(6.9%) 15	(30.2%) 7.9	(100%) 217	(100%) 26.1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成 24 年度の対 22 年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）」に基づき公表した見直し計画である。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

既に一般競争入札等に移行できるものはすべて移行しているが、法令により相手方が一に定められている場合や製造者固有の仕組みが備わっているシステムであり、他業者に保守修理を行わせると安定性が担保されない場合など、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約が発生するため。

競争性のない随意契約によらざるを得ない契約とは血液製材・放射性医薬品の購入、医療機器の保守・修理などである。

3. 平成 24 年度における競争性のない随意契約のうち、会計法等の規定により随意契約によることができるとされている場合に相当する契約

件数： 56 件（100％）

金額： 826,088,236 円（100％）

（注）会計法等の規定により随意契約によることができる場合に相当する契約として、以下の契約を記載している。

- ・ 会計法第 29 条の 3 第 4 項に相当する契約。ただし、「契約の性質又は目的が競争を許さないもの」については、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日 財計 2017 号）における「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に相当するものに限る。
- ・ 会計法第 29 条の 3 第 5 項に相当する契約であって、予算決算及び会計令第 99 条各号（第 2 号から第 7 号を除く）及び第 99 条の 3 に相当する契約。
- ・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 13 条に相当する契約。

4. 一者応札・応募の改善状況

(単位：件、億円)

		平成 22 年度	平成 24 年度	比較増△減
2 者以上	件数	103 (74.6%)	144 (84.2%)	41 (39.8%)
	金額	12.7 (66.6%)	20.4 (91.1%)	7.7 (60.6%)
1 者以下	件数	35 (25.4%)	27 (15.8%)	△8 (△22.8%)
	金額	6.3 (33.4%)	2.0 (8.9%)	△4.3 (△68.2%)
合 計	件数	138 (100%)	171 (100%)	33 (23.9%)
	金額	19.0 (100%)	22.4 (100%)	3.4 (17.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成 24 年度の対 22 年度伸率である。

5. 一者応札、一者応募に係る改善方策 (URL <http://www.ncgg.go.jp>)

6. 法人と一定の関係を有する法人（関係法人等）との契約状況

平成 24 年度において公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

（注 1）「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」（平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長）により、平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

（注 2）関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

（1）関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が 3 分の 1 以上である。

（2）特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 107 に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

（3）関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 118 に規定する会社（当法人が議決権の 100 分の 20 以上を所有等）

（4）関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 129 に規定する公益法人等（理事のうち当法人 0B が占める割合が 3 分の 1 以上等）